

用語説明

減税基金運用計画（案）に記載している順に説明しています。

利回り

購入した元本に対する利益の割合のこと。一般には1年あたりの割合（年利回り）を指します。

金融政策決定会合

金融政策決定会合とは、日本銀行の政策委員が金融政策について話し合う会合で、通貨および金融の調整など、公定歩合などの政策金利や資金供給などの方針を決定しています。

国債証券

国が発行し、元本および利子の支払を行う債券のことです。利子は半年に1回、元本は償還時に支払われます。

地方債証券

都道府県、市区町村などの地方公共団体の発行する債券です。利回りは国債よりも一般的に高いといわれています。

政府保証債証券

政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が元本および利子の支払を保証しているものです。住宅金融支援機構債券などがあります。

国債証券、地方債証券、政府保証債証券以外の債券

財投機関債のことです。政府関係機関や特殊法人等が発行する債券です。都市再生債などがあります。

A格（シングルA格）

A格は、最上位AAA（トリプルA）から三番目の格付けで債務履行の確実性は高い債券であることを示しています。

A格の次の格付けであるBBB（トリプルB）以上を投資適格とされています。

定期性預金

減税基金運用計画では、定期預金などを指しています。

流動性預金

普通預金や当座預金など請求すればいつでも払い戻しを受けることが出来る預金です。

自己資本比率

総資本のうち、返済する必要のない自己の資本の割合。割合が高いほど経営が安定しているといわれています。

不良債権比率

銀行の財務健全性を判断する指標の一つ。貸出をしている金に対する（貸付先の経営悪化や倒産などで）回収困難になる可能性が高い貸付分の比率のことです。

預金保険法第102条

金融機関の経営危機に対応する措置を定めた法律です。

具体的には 金融機関に対する直接の資本増強 ペイオフコストを上回る資金援助 特別危機管理の三点です。

金融機能強化特別措置法

公的資金の投入を通じて地域金融機関の経営を立て直すことを狙いとして、2004年8月に施行された法律です。この法律により健全行にも予防的に公的資金による資本増強ができることとなっています。

ポートフォリオ

ポートフォリオとは債券や預金等の運用する商品の構成内容のことを言います。

額面価格

債券の償還価格は基本的には100円になります。この価格を額面価格と言います。

パー

額面価格100円を基準として100円ちょうどの価格をパーと言います。

アンダーパー

額面価格100円を基準として100円を下回った価格をアンダーパーと言います。

オーバーパー

額面価格100円を基準として100円を上回った価格をオーバーパーと言います。

短期債、中期債、長期債、超長期債

通常、償還期間が1年以下を短期債、1年超5年以下を中期債、5年超10年以下を長期債、10年超を超長期債と言います。